

2026年度 事業計画書

(2026年4月1日から2027年3月31日まで)

公益財団法人神野教育財団

1. 基本方針

当財団は愛知県東三河地域と関わりが深い大学に在学する学生に対する奨学援助および同地域の教育・文化の向上に資する諸活動に対する助成を通じ、有為な人材を育成することに寄与するために必要な事業を行う。

2. 公益目的事業

公1：経済的な理由により修学が困難である学生に対して奨学金を給付する事業

(1) 大学院生に対する奨学金の給付（指定校制）・・・定款第4条（1）

当財団が指定する大学院の修士または博士課程に在籍する学生で、学長より推薦を受けた者のうち、当財団が認めた者に年額60万円の奨学金を1年間給付する。

年間2名・・・総額120万円

公2：地域の教育・文化の向上に資する活動に対して助成する事業

(1) 教育・文化活動に対する助成および自主海外研修を行う学生に対する助成

①教育・文化活動に対する助成（応募型）・・・定款第4条（2）

愛知県東三河地域を基盤として、学校教育活動または社会教育活動、文化活動を行う個人または団体に対して、その活動費用の一部を「教育・文化活動助成金」として助成する。なお、助成先および給付額は選考委員会の審査を経て決定する。

②自主海外研修を行う学生に対する助成・・・定款第4条（3）

愛知県東三河地域と関わりが深い大学の大学院修士または博士課程に在籍する学生が自主的に行う海外研修活動について、学長より推薦を受けた者のうち、当財団が認めた者に助成金を交付する。

①②ともに1件30万円以内・・・総額240万円

(2) 教育・文化活動に対する助成（応募型・テーマ指定）・・・定款第4条（2）

神野新田を中心とした三河港周辺地区の歴史・文化に関する調査研究、保存・公開、教育等の活動を行う個人または団体に対して、その活動費用の一部を「教育・文化活動助成金」として助成する。なお、助成先および給付額は選考委員会の審査を経て決定する。

総額400万円 ※既存複数年活動および新規募集分として

(3) 教育・文化活動に対する助成（非応募型）・・・定款第4条（2）

愛知県東三河地域を基盤として、学校教育活動または社会教育活動、文化活動（講演会、研修会、展示会等）を実施する市町村または他団体の依頼に基づき、その実施費用の一部を助成するもの。なお、助成先および給付額は、内容等によりその都度理事会で決定する。

年間1件・・・10万円以内

注：2. 公1(1)、公2(1)②の大学院生奨学金および大学院生海外研修助成の募集は、
当財団が指定する大学からの推薦方式であり、個人から当財団へ直接の応募はできません。